

2013年5月28日
農畜産業振興機構セミナー

農業・農政のあり方を考える

生源寺眞一

(名古屋大学生命農学研究科)

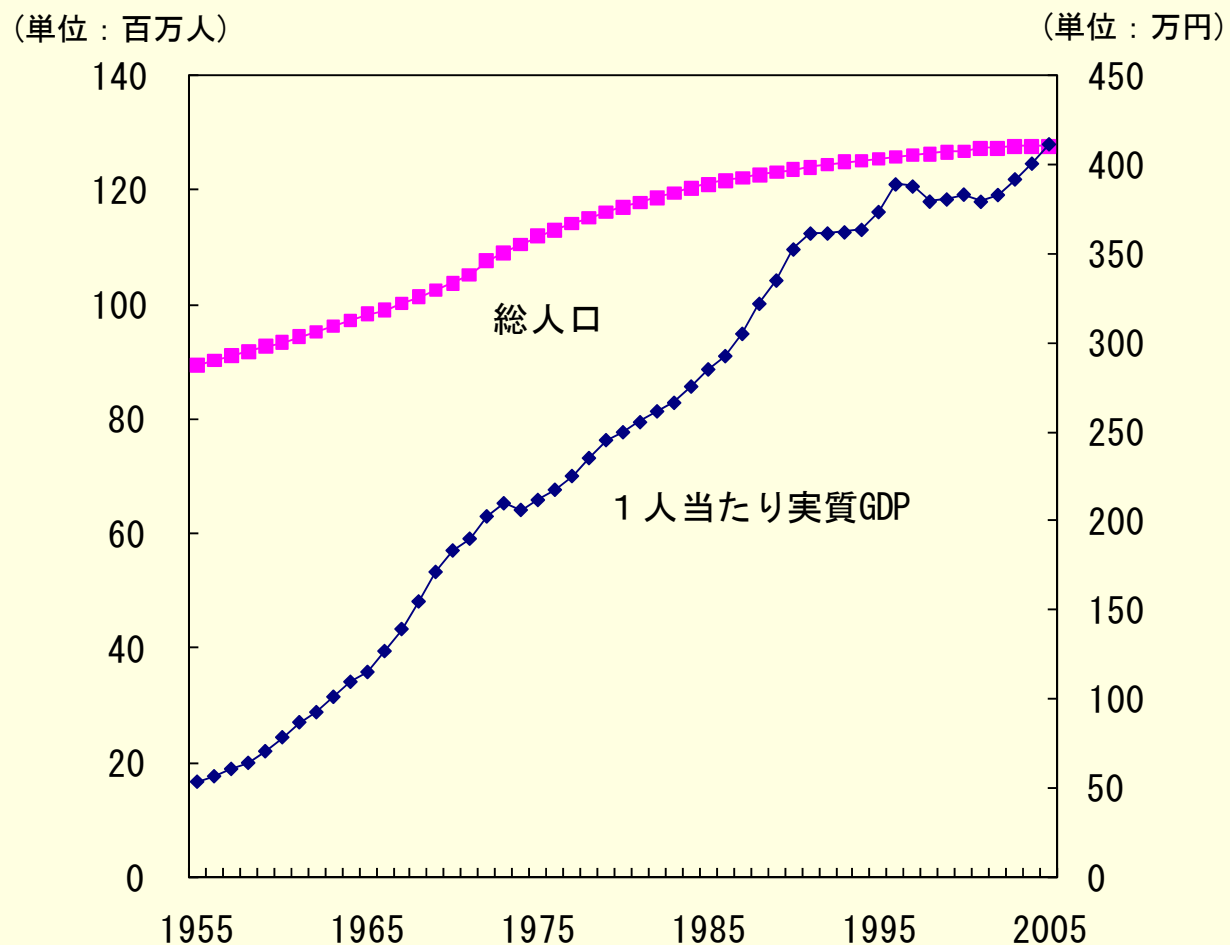
お話の構成

- I 食料と農業の半世紀
- II 混迷の度を深めた農政
- III 回避したい現場の混乱
- IV 農政の中長期的な課題から

食料と農業の半世紀

経済成長：半世紀で実質所得は8倍に

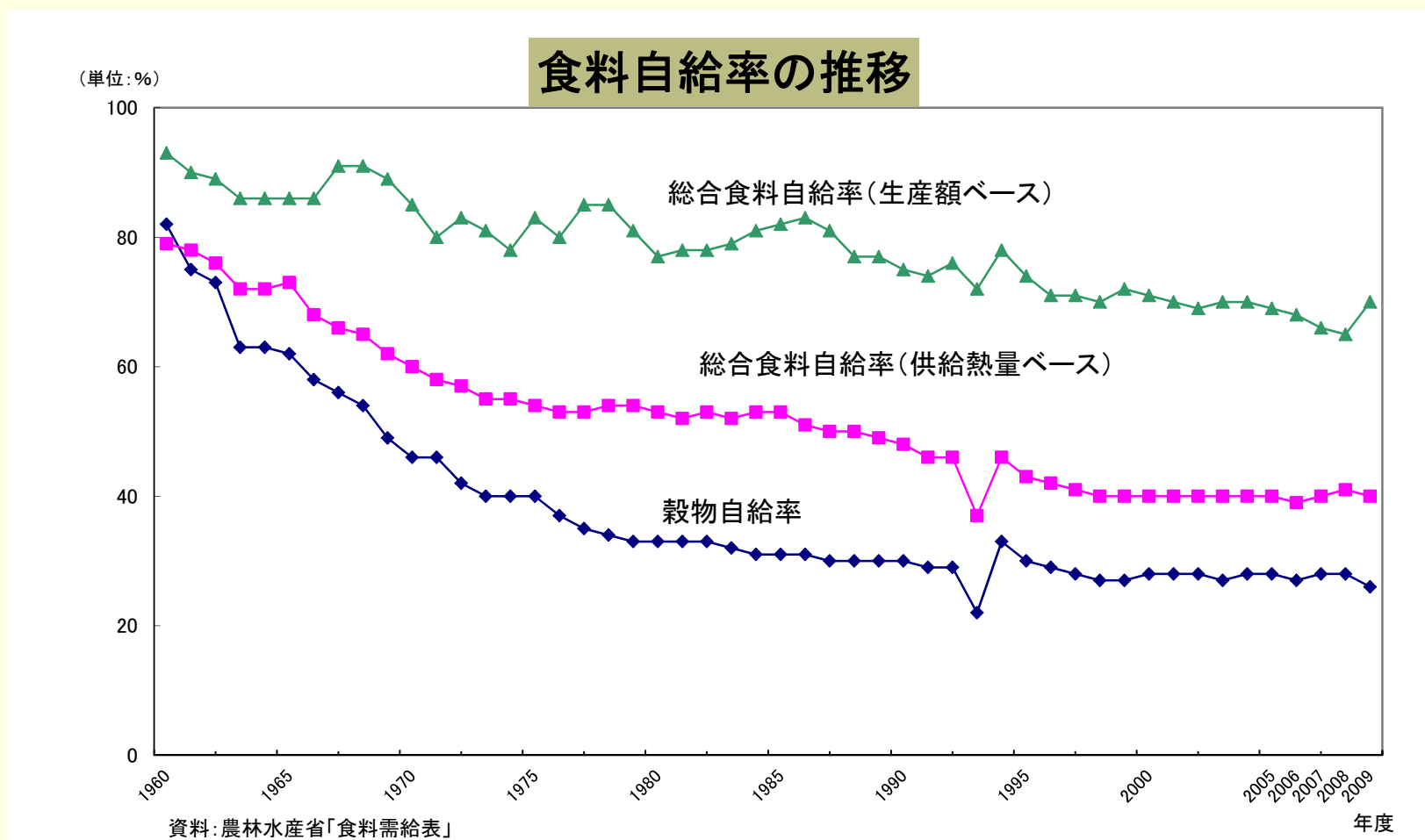
1人当たり実質GDPと総人口



注：実質GDPは1990年固定価格。

資料：内閣府「国民経済計算関連統計」、総務省「国勢調査結果」「人口推計」

低下し続けた食料自給率



実現した「畜産3倍・果樹2倍」

農業生産指数の推移と自給率

	総合	米	麦類	豆類	いも類	野菜	果実	畜産物
1960-64年	100	100	100	100	100	100	100	100
1965-69年	117	107	78	73	82	123	142	151
1970-74年	120	94	27	64	60	135	184	205
1975-79年	129	99	25	49	59	141	206	241
1980-84年	129	84	44	49	63	145	199	280
1985-89年	134	87	55	57	70	147	194	307
1990-94年	128	81	38	40	63	137	172	313
1995-99年	122	79	28	38	58	129	161	297
2000-04年	115	70	40	46	53	121	150	286
2005年自給率	68	95	12	7	81	79	41	66

資料：農林水産省「農林水産業生産指数」

注：各期間における指数の平均値(1960-64年=100)。

大きく変わった日本の食生活

1人1年当たり供給純食料の推移

(単位：kg)

年 度	1955	1965	1975	1985	1995	2005	<u>2005年度</u> <u>1955年度</u>
米	110.7	111.7	88.0	74.6	67.8	61.4	0.55
小 麦	25.1	29.0	31.5	31.7	32.8	31.7	1.26
いも類	43.6	21.3	16.0	18.6	20.7	19.7	0.45
でんぷん	4.6	8.3	7.5	14.1	15.6	17.5	3.80
豆 類	9.4	9.5	9.4	9.0	8.8	9.3	0.99
野 菜	82.3	108.2	109.4	110.8	105.8	96.3	1.17
果 実	12.3	28.5	42.5	38.2	42.2	43.1	3.50
肉 類	3.2	9.2	17.9	22.9	28.5	28.5	8.91
鶏 卵	3.7	11.3	13.7	14.5	17.2	16.6	4.49
牛乳・乳製品	12.1	37.5	53.6	70.6	91.2	91.8	7.59
魚介類	26.3	28.1	34.9	35.3	39.3	34.6	1.32
砂糖類	12.3	18.7	25.1	22.0	21.2	19.9	1.62
油脂類	2.7	6.3	10.9	14.0	14.6	14.6	5.41

資料：農林水産省「食料需給表」

食生活の変化と食料自給率

- 1980年代半ばまでの食料自給率の低下は、主として食生活の変化とこれを支えた飼料や大豆の大量輸入によって生じた現象。経済成長に伴う所得の伸びとともに畜産物や油脂の消費量が顕著に増加。
- 米やいも類の生産は減少したが、畜産物や野菜・果実の頑張りで昭和時代の農業生産は総体として拡大基調を持続。

農業生産の縮小と食料自給率

- 1980年代後半以降、食生活の変化のスピードは鈍化する一方で、農業生産の衰退傾向が明瞭に。平成時代の食料自給率低下の主たる要因は農業生産の縮小。
- 経済成長のもとで健闘してきた畜産や果樹・野菜についても、近年は需要の伸び悩みや増加する輸入農産物に押されることで、生産は停滞から縮小傾向に。

【参考】食料の自給率と自給力

- 食料自給率に、これ以上であれば安心という閾値は存在せず。2007年の日本の穀物自給率28%に対して、インドは103%、バングラデシュは98%。
- 問題は食料の絶対的な供給力。農水省の試算では、日本の農地等の資源のもとでカロリー生産量を最大化した場合の供給力は1人1日2000キロカロリー程度。
- 平成時代の食料自給率低下の主因は農業生産の後退であり、食料供給力の低下と直結。しかも、それが2000キロカロリーという危険水域で生じていることが、食料自給率の目標が設定された理由。

一律に論じられない日本の農業

- 施設園芸や畜産などの集約型農業と水田農業に代表される土地利用型農業では、生産性・効率性や農業経営の充実度に大きな開き。高齢化が顕著な水田農業とは対照的に、若い農業者や働き盛りを確保している集約型農業。
- 急速な規模拡大の結果、日本の条件のもとでのベストの状態に接近している施設園芸や酪農。土地利用型農業についても、北海道の畑作はEU農業に比肩しうるレベルを実現。

対照的な北海道と都府県、稲作と酪農

農家1戸当たりの平均経営規模

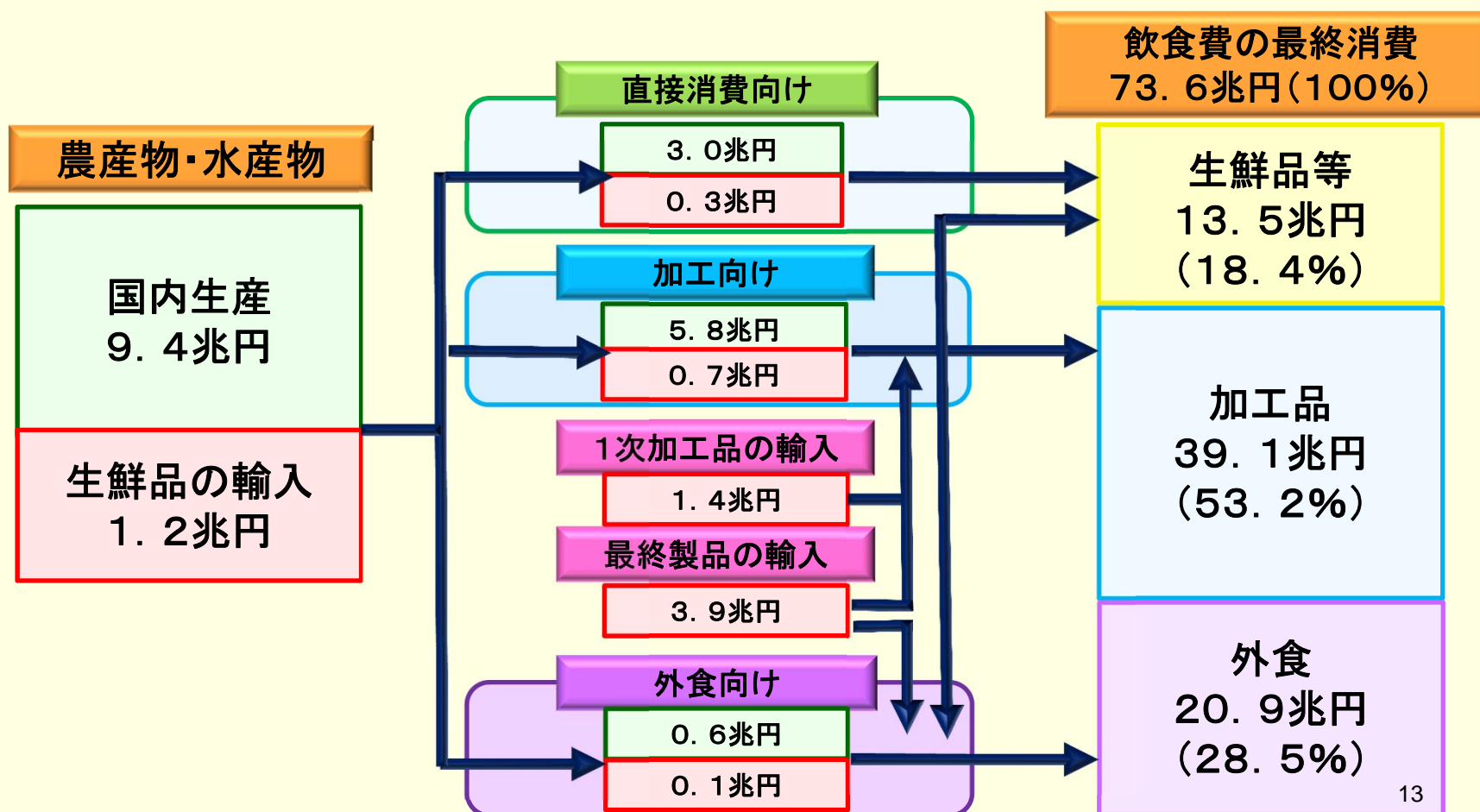
		1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
経営耕地 (ha)	北海道	3.54	5.36	8.10	10.8	14.3	21.5
	都府県	0.77	0.81	0.82	1.10	1.21	1.42
稲作付面積(a)		55.3	62.2	60.2	71.8	84.2	105.1
乳用牛頭数(頭)		2.0	5.9	18.1	32.5	52.5	67.8

資料：農林水産省「農業センサス」「畜産統計」による。

注) 1990年以降の経営耕地と稲作付面積は、販売農家(経営耕地面積30a以上または農産物販売価格50万円以上の農家)の数値である。

存在感を増した食品産業

農産物・水産物の生産から食品の最終消費に至る流れ（2005年）



資料:総務省ほか「平成17年産業連関表」を基にした農林水産省の試算

雇用機会としての食の産業

フードシステムの就業者数とその構成

(単位: %・万人)

	1970年	1980年	1990年	1995年	2000年	2005年
農水産業	66.0	48.1	37.3	33.2	28.5	28.5
食品産業	34.0	51.9	62.7	66.7	71.5	71.5
食品工業	7.1	9.3	12.0	12.3	12.7	12.2
食品流通業	16.3	24.1	28.9	31.1	34.0	34.5
卸売	3.5	5.7	6.8	n.a.	7.0	6.6
小売	12.8	18.4	22.1	n.a.	26.9	27.9
飲食店	10.6	18.5	21.9	23.3	24.9	24.8
合計						
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
就業者数	1496	1239	1153	1172	1124	1087

資料: 時子山ひろみ・荏開津典生『フードシステムの経済学: 第4版』

混迷の度を深めた農政

農政の20年

- 1992年 農林水産省「新しい食料・農業・農村政策の方向」
- 1993年 農業経営基盤強化促進法の制定
- 1993年 ウルグアイ・ラウンド農業交渉実質合意
- 1995年 食糧法の施行と食管法の廃止
- 1999年 食料・農業・農村基本法の制定
- 2000年 第1回の食料・農業・農村基本計画
- 2002年 農林水産省「米政策改革大綱」
- 2005年 第2回の食料・農業・農村基本計画
- 2006年 担い手経営安定新法の制定
- 2009年 農地法等の改正
- 2010年 第3回の食料・農業・農村基本計画

2009年政権交代前後の農政

2007年 経営所得安定対策の本格導入／参院選で戸別所得補償制度を掲げた民主党勝利／自民党主導による担い手政策・米政策の見直し

2009年 前年末の石破大臣発言をきっかけに選択的減反をめぐる議論が急浮上／総選挙で民主党が圧勝したことを受けて政権交代／鳩山政権のもとで米について戸別所得補償制度の先行導入を決定

2010年 第3回の食料・農業・農村基本計画／参院選で民主党敗北／菅政権はTPP交渉参加を掲げ農業の競争力向上を強調／食と農林漁業の再生実現会議発足／東日本大震災

2010年秋以降の経緯を振り返る

【2010年】

- 10月 1日 菅首相のTPP交渉に前向きな所信表明演説
- 11月 9日 「包括的経済連携に関する基本方針」閣議決定
- 11月30日 第1回食と農林漁業の再生実現会議

【2011年】

- 3月11日 東日本大震災
- 9月 2日 野田内閣発足
- 10月20日 再生実現会議「基本方針・行動計画」
- 11月11日 野田首相「交渉参加に向けて協議開始」を宣言

2010年秋以降の経緯を振り返る(続き)

【2012年】

- 4月 1日 農林水産省「人・農地プラン」作成を始動
- 12月26日 自民党総選挙勝利を受け第二次安倍内閣発足

【2013年】

- 1月29日 第1回攻めの農林水産業推進本部会議
- 3月15日 安倍首相TPP交渉参加を表明
TPPに関する政府統一試算公表
- 4月20日 TPP交渉参加国が日本の交渉参加を承認

逆走・迷走の農政と農業界

- 鳩山政権のもとで、民主党農政は農業者戸別所得補償制度や6次産業化によって、小規模経営や兼業農家も農業が継続できることを強調。
- 強い衝撃を与えた菅首相の所信表明演説(2010年10月1日)。平成の開国を謳った唐突な方針提起によって、農協組織はTPP交渉参加反対で一挙に硬直化。

競争力強化への回帰

- 鳩山政権までの民主党農政の理念と、農業の競争力強化に向けた菅内閣・野田内閣のメッセージのあいだには大きなギャップ。再生実現会議の基本路線は日本農業の競争力強化。
- 「平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。これを実現するため、担い手、農地、生産対策、関連組織等に関する仕組みを見直し、一体的に改革する」(再生実現会議「基本方針」)。

「基本方針」には鳩山時代の路線も？

- 「上記の考え方は、意欲あるすべての農業者が農業を発展できる環境を整備するとの食料・農業・農村基本計画の方針を変更するものではなく、むしろ進める性格のものである」(「基本方針」の注書き)。
- 2010年の食料・農業・農村基本計画は、小規模経営や兼業農家の継続を強調する点で、1999年の食料・農業・農村基本法とは異なる方向を志向。立ち返るべきは基本計画ではなく、基本法。基本政策の転換は基本法の見直しで。

【参考】食料・農業・農村基本法の関係条文

第21条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため（中略）必要な施策を講ずるものとする。

第28条 国は、地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

第30条2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

回避したい現場の混乱

農林水産省の「人・農地プラン」

- 政府の「基本方針・行動計画」(2011年10月)を受けて農林水産省は、2012年4月から2年間程度で「地域農業マスタープラン(人・農地プラン)」を「人と農地の問題を抱えるすべての市町村、集落で策定することを目指す」とする「取組方針」を提示(2011年12月)。
- 「人・農地プラン」に記載された「中心となる経営体」の育成に向けて、施策・事業を集中展開することを宣言。農地集積協力金、青年就農給付金、スーパーL資金の金利軽減など。

ちぐはぐが目立つ「人・農地プラン」

- 既存の制度のうえに別の仕組みを重ねた面もあって、ちぐはぐが目立つ「人・農地プラン」。地域に存在する担い手のこれまでの経営努力の成果を損なわず、今後の経営展開に停滞を招かないことが大切。
 - － 認定農業者制度との関係は。
 - － 集落を単位とするプランは現実的か。
 - － 協力者から戸別所得補償非加入者を除くことは妥当か。
 - － 農地利用集積円滑化事業の公平性の確保は。
 - － 農業水利施設などの維持管理態勢は。 等々

認定農業者制度と「人・農地プラン」

- 担い手を育成するための認定農業者制度が農業経営基盤強化促進法(1993年)に基づいて存在するにもかかわらず、別途に「中心となる経営体」をリストアップする「人・農地プラン」。
- スーパーL資金の金利負担軽減にも、従来の要件である認定農業者であることに加えて、「中心となる経営体」であることが必要に。プラン策定の遅れが農業経営の投資行動の遅延につながる懸念も。逆に、認定農業者以外の「中心となる経営体」はスーパーL資金融資の対象外。

政策の安易なリンクは混乱・停滞のもと

- 青年就農給付金（経営開始型）の給付についても、「人・農地プラン」に位置付けられることが要件に。地域のプラン作りが遅延するとすれば、当人の責に帰することのできない事由によって支援措置を受けられない事態も。
- 救済措置が設けられているが、そもそも次元の異なる政策をリンクすること自体が制度設計としては問題。政策をリンクすることは、現場にプラン作成を促す効果を有するかもしれないが、これも本末転倒。政策は政策のために存在するものに非ず。

貸し手助成と借り手助成の混在

- 農地の貸し手に対する給付措置（経営転換協力金や分散錯圃解消協力金）と農地の借り手に対する給付措置（戸別所得補償の「規模拡大加算」）が未整理のまま混在する状況。「規模拡大加算」は「中心となる経営体」に限定されず。
- 分散錯圃解消協力金のように、「中心となる経営体」の圃場に隣接した圃場であることが要件とされる制度は、公平性という点でも疑問。
- 当初は経営転換協力金給付の要件とされていた農業機械の処分については、2012年4月に撤回。

貸し手助成と借り手助成の混在(続き)

- 民主党政権のもとで米の生産調整は実質的に選択制に移行との評価も。生産調整への参加を他の政策支援の資格要件としない方向だったはずが、農地集積協力金の対象者には生産調整参加(戸別所得補償制度への加入)を求めることに。
- 農地をめぐる権利調整を農協が実施することに伴う摩擦が顕在化する可能性も。農地法等の改正による農地利用集積円滑化事業の実施団体の半数は農協。

再度の政権交代とこれからの農政

- 2007年7月の参院選後は、法制度面の整合性を欠いた方針や施策が積み重ねられことに。1999年の「基本法」と2010年の「基本計画」と2011年の「基本方針・行動計画」によるトリプル・スタンダードの状態が出現。
- 再度の政権交代後の農政をめぐって、性急に施策の組み替えを行うよりも、ぶれない農政の構築に向けた検討が必要。とくに整合性を欠く施策について、市町村行政の状況を含めて、オープンな場で検証を行うことが大切。

再度の政権交代とこれからの農政（続き）

- 近年の農政をめぐる政治状況には、集票を強く意識し、ライバルの党の政策との差別化や上乘せに腐心する傾向が強まることに。集票を強く意識した内向きの政策の議論は、しばしば筋の通らない政策を生み出すことに。
- 先の総選挙で自民党が掲げた多面的機能の直接支払いも、戸別所得補償の定額部分を強く意識した政策。農業を支えるのは、消費者であり、納税者である国民。この点を忘れた農政は、いつか手痛いしっぺ返しを食らうことに。

冷静な議論が必要な経済連携問題

- 経済連携問題については、極端な観測や明らかな誤報が飛び交った不幸な状態。経済連携のタイプごとに蓋然性の高い見通しと対策の実現可能性を精査することが、依然として重要。
- 具体策の検討を先送りしたうえに、判断ミスを犯したウルグアイ・ラウンド。1993年の実質合意の1年後に決定された6兆100億円の農業対策費には不評が続出。こうした20年前の苦い経験を教訓とすることも大切。

冷静な議論が必要な経済連携問題(続き)

- いま何よりも重要なことは、絶対的な必需品である食料の供給を支える日本農業の必要性とあり方について、勤労者であり、消費者であり、納税者でもある国民からブレのない理解を得ること。
- そのためにも日本の農業・農村の現状について偏りのない認識の醸成が必要であり、今後の日本の農業に可能なことと不可能なことの冷静な見極めが大切。

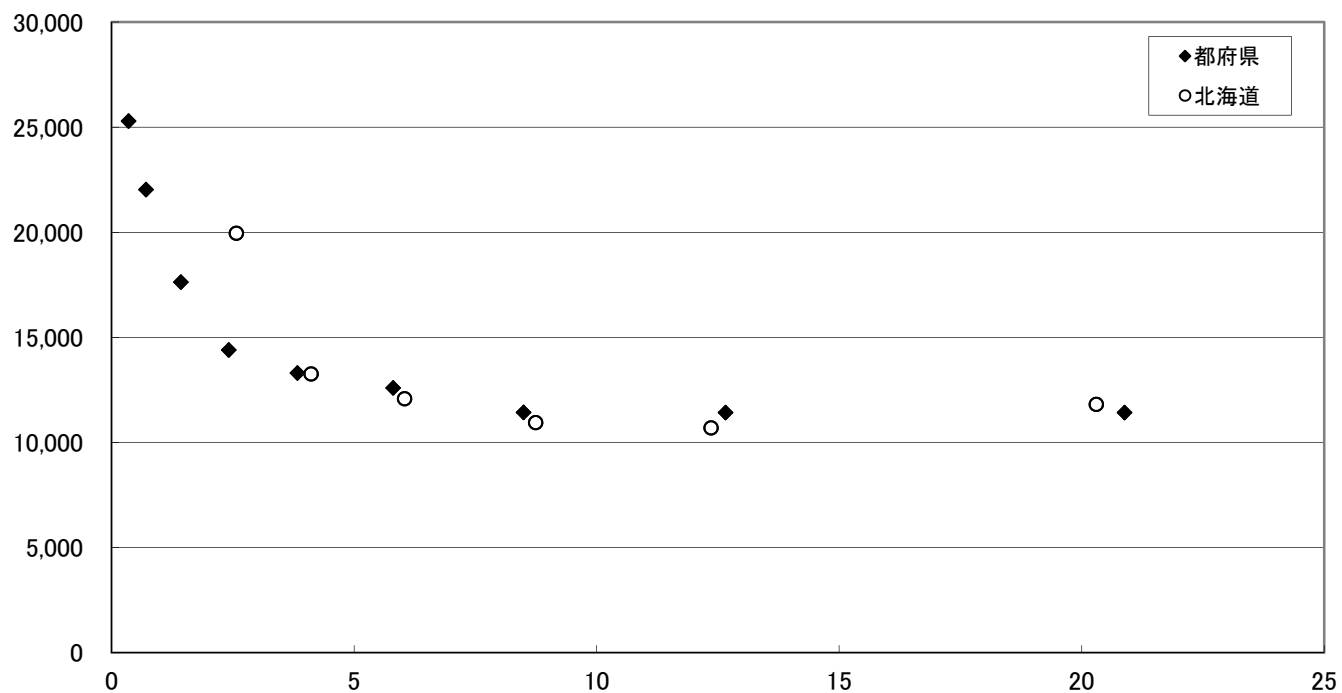
農政の中長期的な課題から

- 1) 水田農業の立て直しについて
- 2) 米の生産調整について
- 3) 農地をめぐる制度について

現行技術でも費用削減可能な稲作

稲作の規模と平均費用(2008年度)

平均費用
(単位:円/60kg)



資料:農林水産省「米及び麦類の生産費」

注)平均費用は資本利子・地代全額算入生産費.

作付面積
(単位:ha)

経営のタイプと水田農業の規模

- 栽培条件の地域差に留意は必要だが、作業のユニットとしては、稲作で10^{ヘクタール}程度、水田作で15～20^{ヘクタール}程度に到達することが当面の規模拡大のひとつの目安。これでも現在の平均の約10倍。
- 複数の作業ユニットが併行稼働するかたちで、集落の範囲を優に超える大型法人経営が各地で活躍。豊富な家族労働力を擁する経営の場合にも、15～20^{ヘクタール}を上回る規模の水田作は可能。

高齢化が顕著な小規模水田農業

水田作農家の規模別概況（2006年）

作付面積	水稲作付 農家戸数	同左割合	経営主の 平均年齢	年金等収入	農外所得等	農業所得	総所得
	(千戸)	(%)	(歳)	(万円)			
0.5ha未満	591	42.2	66.7	239.2	256.5	-9.9	485.8
0.5～1.0	432	30.8	65.7	209.4	292.0	1.5	502.9
1.0～2.0	246	17.5	64.6	153.8	246.4	47.6	447.8
2.0～3.0	67	4.7	62.3	110.2	218.5	120.2	448.9
3.0～5.0	39	2.8	61.4	113.2	180.8	191.0	485.0
5.0～7.0	21	1.5	58.3	68.2	147.5	304.5	520.2
7.0～10.0			58.7	77.9	115.9	375.6	569.4
10.0～15.0	5	0.4	55.7	48.9	151.1	543.3	743.3
15.0～20.0	2	0.1	52.6	45.1	69.7	707.4	822.2
20.0ha以上			53.3	52.8	116.2	1,227.2	1,396.2

資料：農林水産省「農業経営統計調査（個別経営の営農類型別統計）」「農林業センサス」

注）農業にタッチしない世帯員の所得は、一部を除いて表の所得の欄には含まれていない。

農業経営の厚みを増す

- 高所得社会において、一定の農地面積の確保なしに職業としての土地利用型農業は成立せず。同時に経営の厚みを増す取り組みも大切。
- 経営の厚みを増すために、川下の食品産業（加工・流通・外食）や併行して流れる産業（観光・体験・交流）への多角化を図ることや、施設園芸・高級果樹生産などの集約型農業と土地利用型農業を組み合わせることも効果的。

素材産業に帰属する価値は2割以下

最終消費された飲食費の帰属割合

(単位:%)

	1980年	1990年	2000年	2005年
農・水産物	28.7	20.3	14.8	14.5
うち国産	25.7	18.7	13.3	12.8
うち輸入	3.0	1.6	1.5	1.6
輸入加工品	4.2	5.7	5.8	7.1
食品製造業	24.2	28.0	27.3	26.1
外食産業	15.6	16.9	18.2	17.9
食品流通業	27.2	29.0	33.9	34.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料:『食料・農業・農村白書参考統計表(平成22年版)』による。原データは総務省ほか「産業連関表」から農林水産省試算。

40年を越えた米の生産調整

- 米の増産と消費の減少を背景に、生産調整政策が1970年に本格的にスタート。政府による米の買入を基本とする当時の食糧管理制度の破綻を回避するための措置。米を作付けない水田に助成金を支出する点に特徴。通称は「減反」。
- 1995年に施行された食糧法は、生産調整を米の価格安定化を図るための措置として規定。生産者や生産者団体の取り組みの重要性も強調。にもかかわらず、減反の仕組みには変化なし。

生産調整の抜本改革に向けて

- 生産調整のあり方の抜本的な見直しを目指した2002年の生産調整研究会。研究会の報告を受けて政府は「米政策改革大綱」を決定。

新たな生産調整方式の柱

- 1) 作付けを行わない減反面積ではなく、生産目標数量を配分。
- 2) 米の価格下落の場合、生産調整参加者には一定の補填措置。
- 3) 全国一律ではなく、地域で転作品目の助成単価を決定する仕組み。
- 4) 2)の補填措置を担い手に厚く講じる担い手経営安定対策を導入。

揺れる生産調整政策

- 「米政策改革大綱」の方針のもとで農業者団体が目標数量の配分を行うことになった2007年、過剰作付けによる米価下落の懸念が表面化。全農による仮渡金引き下げのアナウンスも米価下落の引き金に。
- 参院選で大敗したことを受けて、2007年の秋から冬にかけて自民党主導による生産調整政策の見直し。米価を維持するため、政府が備蓄制度を利用して米を買入れるオペレーションも。

揺れる生産調整政策（続き）

- 2007年秋の自民党主導の見直しの結果、米政策は先祖返りの様相を呈することになった。生産調整に関するさまざまな助成措置が設けられるとともに、市町村行政による生産調整推進や集団主義的な締め付けが復活。未達地域にはペナルティの示唆も。
- 強引な市場介入による米価の維持は、生産調整不参加者に利益を与え、生産調整参加へのインセンティブを削ぐ方向に作用。米の価格と財政による補填をめぐって、生産者と農協の利害が一致しない構図も浮き彫りに。

戸別所得補償制度をどう評価するか

- 米の生産調整のメリット措置という意味では、作付面積の大小に関わらず、参加者に同じ水準の給付を行うことには一定の合理性。
- 戸別所得補償のセールスポイントだった小規模経営や兼業農家の農業継続をバックアップする効果は疑問。低位にとどまった小規模層の戸別所得補償制度加入率。
- 構造政策の観点では、自公政権よりも増額された予算措置のもとで、結果的に担い手層の給付水準がアップ。この点は担い手層の農業者も評価。

生産調整政策の将来像は？

- 問題は生産調整を長期的に維持できるか否か、維持することが妥当か否か。過渡的な制度であるとすれば、廃止に向けてメリット給付の基準となる補償価格の水準を徐々に市場価格に近づけることが基本に。
- 政策の組み合わせという意味で、参加者に対する補償水準を段階的に圧縮し、他方で専業・準専業の農家や法人経営に対する支援策の厚みを増していくことも一考に値する方向。

自作農主義から出発した戦後の農地制度

- 戦後の農地改革を受けて、農地を所有する者が耕作することをおとすべき姿（自作農主義）として謳った1952年の農地法。食料難時代の増産への動機づけとしてはプラスに作用。
- 経済成長期への移行を受けて、農業の構造改善と自立経営の育成を掲げた1961年の農業基本法。農業基本法を受けて、借地による農業経営の規模拡大路線に道を開いた1970年の農地法改正。

担い手に対する農地の集積

- 農地の利用権設定のかたちで、農地法のバイパスを作り出した1975年の農用地利用増進事業。終期を定めた短期の農地貸借が規模拡大のメインの手段に。
- 1980年の農地利用増進法を経て、1993年の農業経営基盤強化促進法によって、認定農業者に農地を集積することが政策目的に。
- 面積を拡大するだけでなく、まとまりのあるかたちで農地を集積することは、依然として大きな課題。

農地法改正と企業の農業参入

- 2009年の農地法等の改正によって、農地を借りるかたちであれば、一般の企業やNPOの農業参入はどの地域であっても可能に。参入企業の中心は農業との親和性の強い食品産業と建設業。
- 増加する非農家出身の就農者や他産業で勤務経験のある就農者。農外からの参入者の増加は、農業の継承を考えている農家の子弟にとっても勇気づけられる現象。

複線化した農地制度と運用組織

- 農業委員会、土地改良区、市町村、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体といったかたちで農地の権利移動に関する運用組織が複線化。情報の収集・利用やマンパワーの有効活用という点でも非効率を否めず。
- 企業やNPOも農地を利用できる制度が生まれ、農業への新規参入者にも期待がかかる中で、農地制度の公正な運用が一段と重要に。

農地利用集積円滑化団体と農協

- 農地利用集積円滑化団体の多くが農協である点については、公正な制度運用の観点からさらなる検討が必要。農協はみずから農地を借りることができるポジションにあり、農協陣営が集落営農を目指すビジョンを掲げてきた経緯も存在。
- 借地の有資格者が多様化し、農協との関係の希薄な借地希望者も想定される中で、業務の遂行過程で公正・公平な判断という観点から疑義が投げかけられる可能性も。

農地利用集積円滑化団体と農協(続き)

- 市町村の農業関係職員が減少する中で、農協のマンパワーが農地関連業務に関与することで制度運用が支えられている面も。真面目に業務にあたる職員にとって、農協であることで疑義の目が向けられるとすれば、それは心外な事態。
- 根本の問題は農協と農業政策の関係。この点については、農業基本法から食料・農業・農村基本法に移行するに際して、深い議論を行っておく必要があったはず。

不在村の農地所有者と農地制度

- 農地制度の運用に深刻な問題を投げかけている不在村の農地所有者の増加。農地の相続について、2009年の農地法等の改正後は、農業委員会に届ける義務を明記したが、過去の事案についての対処はなし。
- 政府が検討中と伝えられる県段階の「中間的な受け皿組織」は問題の抜本的な解決につながるだろうか。早期に措置することで解決のためのコストも小さくて済んだはずの課題が、長年にわたって放置されてきた面も。

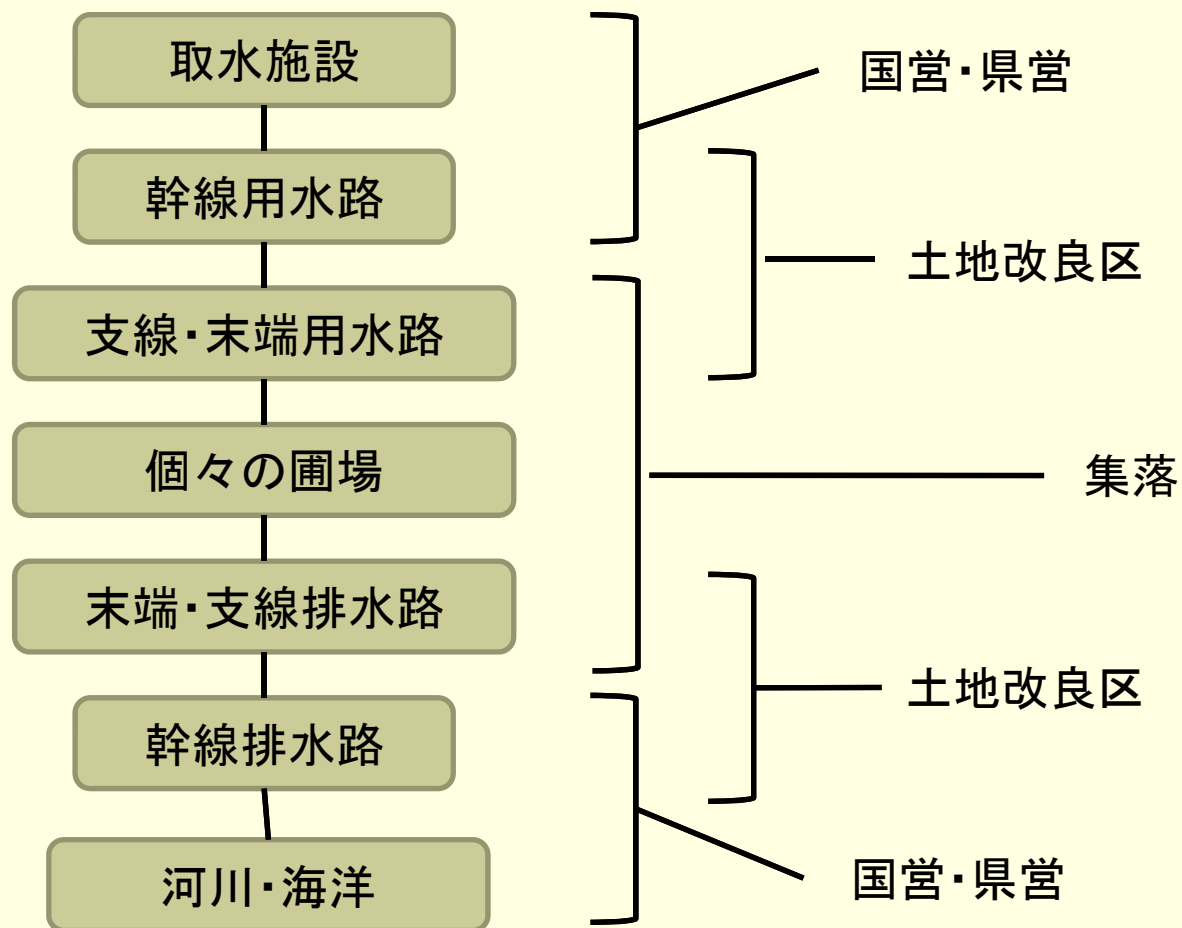
地域資源の維持管理をめぐって

- 水利施設などの維持管理について、農地所有者としての義務を履行することが困難な所有者の増加は、フォーマル・インフォーマルの両面で、土地改良制度に課題を提起。
- 土地改良区の構成員や事業の参加資格者に関して、土地改良制度の運用のベースには土地改良ストックが地主資本であるとの理解。短期の借地（利用権設定）については、耕作者ではなく所有者を3条資格者とすることを基本に行政指導。

地域資源の維持管理をめぐって(続き)

- 土地改良制度についても、あらためて所有者と耕作者の権利・義務について整理が必要な状況。農業生産を牽引する農業者の意向が反映されるシステムという基本的な観点のもとで、制度設計の議論を深めるべき時期に。
- 戦後の自作農主義のもとで誕生した土地改良制度は、農地制度をめぐる状況の変化に対して部分修正や特例措置で切り抜けてきたが、そろそろ見え始めた限界。

【参考】農業水利インフラの構造



ご清聴ありがとうございました。